



## 沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針

**「他者の人権を傷つける行為は絶対に許されない。」  
「だれもが安全で安心して生活することのできる学校」**

### <いじめの未然防止>

- (1) 基本的生活習慣の指導徹底
  - ・あいさつや時間、言葉づかい、整理整頓など社会人として基礎となる事柄を重点的に指導。
  - ・安定した生活のリズムの定着を図るため、早寝、早起き、朝ご飯の推奨を保護者に対して啓発。
- (2) いじめが起りにくい集団づくり
  - ・学級活動や縦割り活動、学校行事、他の生徒の模範となる生徒を賞揚する松かけ賞や生徒会活動への取り組みの計画的に実行し、自己肯定感や集団への所属感を高め生徒同士の人間関係づくりを促進。
  - ・年3回、生徒の生活環境や人間関係に関するアセスメント調査を行い、教職員の指導方法の改善を図る。
- (3) ピア・サポートを生かした学級作り
  - ・互いに認め、支え合う学級組織を目指し、ピア・サポーター養成プログラム(全6回)を実施。
  - ・仲間同士で、良好な人間関係を作れるように、話の聞き方や上手な断り方などを身につけていく。
- (4) 心の教育の充実
  - ・道徳の年間計画に基づいた授業の実施及びそのときの子どもたちの状況に応じた題材を扱うことにより道徳教育の充実を図る。
  - ・インターネットを通じたいじめに対しては、使い方だけでなく、相手や他の閲覧者を思いやったり、気持ちを察したりすることの大切さを指導する。
  - ・道徳や特別活動の授業の充実を図り、社会人としてのマナーや他者を思いやる心を育てていく。
  - ・警察や携帯電話会社、NPO法人などの外部講師を活用し、生徒のインターネットモラルに関する関心を高めると共に、学校からの便り、ホームページ、講演会などを活用して、保護者に対する啓発も行う。
- (5) 法教育の充実を図り、市民の一員としての生徒の育成に努める
  - ・世の中のルールやマナーに関する指導の充実を図る。
  - ・いじめ問題については、他者の人権を傷つける犯罪行為であるという視点を生徒と全職員が持つと共に、いじめの傍観者も同罪であるという認識に立った指導を行っていく。



### <いじめの早期発見及び早期対応>

- (1) 安心して話せる環境を整える
  - ・日常の学級指導の中で、スタディープラン(予定・日記)から、生徒の心の状態の把握に努める。
  - ・年2回の教育相談月間(6月、11月)の実施に限らず、生徒の悩みの相談だけでなく、困りごとは、すぐに相談できる、生徒と教職員の関係づくりをしていく。
- (2) 生徒の心身の状況把握に努める
  - ・年3回のアンケート調査、アセスメント調査等により、学級全体、個々の様子・変化を把握する。
  - ・いじめを認知した際は、保護者と沼津市教育委員会への報告、校内いじめ対策委員会での対応。
- (3) 職員のいじめ対応研修推進
  - ・国、県、市通知、作成資料を活用した研修を行い、教職員のいじめへの対応力を高めていく。
- (4) いじめを認知時の組織的対応
  - ・いじめに遭った生徒の思いを受け止め、校内いじめ対策委員会を中心に、組織的にいじめ問題の解決に向けて取り組む。いじめに遭った生徒の安全確保、行為を行った生徒、周辺生徒への聞き取りを丁寧に行い、適切な指導により再発防止に努める。
  - ・定期的なカウンセリング、行為を行った生徒の継続的な指導・支援を実施。
- (5) いじめ問題解決のための保護者への援助、指導、対応
  - ・親身になって対応し、いじめ問題の解決に向けて、生徒及びその保護者を共に支援する体制を作る。
  - ・行為を行った生徒の保護者と協力し、生徒に対して、行った行為は社会的に許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法、いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況を一緒に考えていく。
- (6) いじめの周囲にいた生徒に対する指導の充実
  - ・日常より「いじめが起きた際に、その取り巻きとなること」や「いじめが起きていても見て見ぬふりをすること」が、いじめを助長していることを心情からも理解する指導を行う。
  - ・いじめが起きた際には、いじめの被害者とその家族の気持ちの尊重を前提とした上で、生徒に正しい情報を伝える。

### <関係機関との連携>

- ・関係機関（沼津市教育委員会、警察、少年サポートセンター、児童相談所など）が、連携を図りながらの対応が想定される。
- ・暴力や恐喝を伴ういじめについては、警察機関との連携を図りながら、解決にむけての支援を行う。
- ・インターネットを通じたいじめは発見しづらい現状の中で、未然防止という観点から、警察や携帯電話会社、NPO法人等による子ども・保護者向けのネットモラルやスマートフォンの使用に関する講演等の実施を推進する。
- ・いじめに関わる重大事件（自殺を企図、精神性の疾患の発症、身体や金銭などに重大な損失、または、いじめが原因で長期の欠席や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立て）の場合は、ただちに沼津市教育委員会にすみやかに報告をし、連携し対応する。

### <校内いじめ対策委員会の組織>

- ・校長の指揮・監督の下、教頭、教務主任、生徒指導主事、（いじめ被害があった場合は当該学年の学年主任及び担任または部活動顧問等）養護教諭、スクールカウンセラーで校内いじめ対策委員会を構成する。
- ・事案に応じ、スクールソーシャルワーカー、PTA代表が同席し対応。
- ・日常より本委員会は、生徒の生活、学習、健康状態の把握に勤め、生徒の状況の把握に努める。
- ・いじめ防止のための対策を検討し、重大ないじめに関する相談を受け当事者間の関係の調整を図る。
- ・いじめに遭った生徒に、本委員会の職員を中心に全職員で、生徒の安全確保及び心のケアを行うとともに、行為を行った生徒及び周辺の生徒への適切な指導を行う。
- ・定期的に「沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針」の改訂を行い、最善の指導がなされるように努める。

### <重大事態の発生への対応>

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

<学校が調査主体>学校の設置者である沼津市の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ※ 学校に不都合と思われるようなことがあったとしても、事実をしっかり向き合っていく。
  - ※ 先行して調査を実施した場合であっても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法での経過報告に努める）。
  - ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはしない。
  - ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。
- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる
- 調査結果を踏まえた必要な措置を実施

### <保護者・地域へ情報発信>

「沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページに掲載し、保護者・地域に発信する。

<いじめ等の問題に関する相談を受け付けている機関>

24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
沼津市教育委員会学校教育課	055-934-4809
沼津市青少年教育センター	055-951-3440
沼津市家庭児童相談室	055-934-4828
東部家庭児童相談窓口	055-920-2080
ハロー電話ともしび	055-931-8686
子ども・家庭110番	055-924-4152
精神保健福祉センターこころの電話	054-286-9245
沼津市いじめ相談ホットライン	
<a href="http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/numazushi/hotline.htm">http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/numazushi/hotline.htm</a>	
本校相談窓口（教頭）	055-962-1552